

消 防 特 第 1 1 5 号  
2 0 1 9 1 2 2 0 高 圧 第 2 3 号  
令 和 元 年 1 2 月 2 0 日

関係都道県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (令和元年政令第194号) 及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件 (令和元年総務省・経済産業省告示第7号) が本日公布され、石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

## 政令第百九十四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成三十年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改める。

別表第十三号(3)中「川田」を「竹ノ花、川田、岩下」に、「天神後、塚原」を「塚原、小藪、沼田、天神後」に改め、同表第五十四号(3)中「古市一丁目」の下に「及び臨海町」を加え、同表中第六十八号を削り、第六十七号を第六十八号とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の二を第六十六号とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十地区の項中「、第六十八号」を削る。

## 理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、相浦地区についてその指定を解除するとともに、いわき地区及び周南地区について区域の拡張を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令要綱

第一 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこと。（本則関係）

第二 石油コンビナート等特別防災区域のうち、相浦地区について区域の指定を解除するとともに、いわき

地区及び周南地区について区域の拡張を行うこと。（別表関係）

第三 この政令を公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

第四 罰則の適用について所要の経過措置を定めること。（附則第二項関係）

第五 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）

|   |   |         |
|---|---|---------|
|   | 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文     |         |
| ○ | 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）       | ..... 1 |
| ○ | 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（附則第三項関係） | ..... 3 |

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十一年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 いわき地区</p> <p>福島県いわき市の区域のうち次の区域</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 岩間町竹ノ花、川田、岩下、仁反田、塚原、小簗、沼田、天神後、割餘及び天神前並びに佐糠町大島の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(4) (略)</p> <p>十四〇五十三 (略)</p> <p>五十四 周南地区</p> <p>山口県周南市の区域のうち次の区域</p> | <p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 いわき地区</p> <p>福島県いわき市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 小名浜字高山、字宮下、字林ノ根、字林ノ上、字林ノ下、字鳥居下、字辰巳町、字渚、字吹松及び字芳浜の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(2) 泉町下川字田宿、字前ノ原、字井戸内及び字大剣並びに泉町滝尻字高海島の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(3) 岩間町 川田、仁反田、天神後、塚原、割餘及び天神前並びに佐糠町大島の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(4) 錦町徳力、落合、堰下、曲田、四反田、沼ノ川、江栗七反田、江栗大町及び柳町並びに勿来町大高館下、大高大高下、大高京田、四沢塚田、四沢谷地、四沢長町及び窪田十條の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十四〇五十三 (略)</p> <p>五十四 周南地区</p> <p>山口県周南市の区域のうち次の区域</p> |

(1)・(2) (略)

(3) 渚町、野村南町及び開成町の区域 古市一丁目及び臨海町  
の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) (略)  
五十五～六十五 (略)  
六十六～六十八 (略)  
(削る)

六十九～七十五 (略)

(1) 大字大島字赤崎、字打上、字花の脇、字西花の脇、字中花の脇、字東花の脇、字石田、字小浦、字小郷地、字俵石、字水尻、字大須田及び字船隠並びに大字栗屋字大浦、字羽釜段、字大浦本浴新開及び字大浦内小浜新田の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 由加町、宮前町、新宮町、那智町及び御影町の区域 晴海町及び徳山港町の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 渚町、野村南町及び開成町の区域 古市一丁目  
の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) 福川南町の区域のうち主務大臣の定める区域  
五十五～六十五 (略)  
六十六～六十七 (略)  
六十八 相浦地区

長崎県佐世保市光町の区域のうち主務大臣の定める区域  
六十九～七十五 (略)



○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（附則第三項関係）（傍線の部分は改正部分）

| 改正案           |      |      |      |      |      |      |    | 現行                                  |                                       |                                |                          |                            |                                     |   |    |
|---------------|------|------|------|------|------|------|----|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------------------|---|----|
| 別表第三（第二十二条関係） |      |      |      |      |      |      |    | 別表第三（第二十二条関係）                       |                                       |                                |                          |                            |                                     |   |    |
| 第七地区          | 第六地区 | 第五地区 | 第四地区 | 第三地区 | 第二地区 | 第一地区 | 区分 | 第七地区                                | 第六地区                                  | 第五地区                           | 第四地区                     | 第三地区                       | 第二地区                                | 第一地区  | 区分 |
| (略)           | (略)  | (略)  | (略)  | (略)  | (略)  | (略)  | 区域 | 区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる地区の区域 | 区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域 | 区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域 | 区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域 | 区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域 | 区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域 | 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域 | 区域 |

|       |       |   |      |      |
|-------|-------|---|------|------|
| 第十二地区 | 第十一地区 | 第十地区                                    | 第九地区 | 第八地区 |
| (略)   | (略)   | 区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十号及び第七十一号に掲げる地区の区域 | (略)  | (略)  |

|                            |                                      |   |  |   |
|----------------------------|--------------------------------------|---|--|---|
| 第十二地区                      | 第十一地区                                | 第十地区  | 第九地区   | 第八地区  |
| 区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域 | 区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域 | 区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域 | 区域令別表第四十三号から第四十四号の二まで、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域 | 区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域 |

○ 総務省 告示第七号  
経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年  
通商産業省 告示第一号）  
自治省

の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年十二月二十日

総務大臣 高市 早苗  
経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

【一・二 略】  
二の二 石狩地区

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで及び三千七百四十三番八から三千七百四十三番十三までの区域

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地、二百八十二番地及び千六百五十四番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十

【一・二 同上】  
二の二 「同上」

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで及び三千七百四十三番八の区域

三 「同上」

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の



十二 広野地区

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼二十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七から四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四十三番の百九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番、九十五番から九十七番まで及び百二番、字東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七十三番の二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及び七十三番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域

十三 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔1〕・〔2〕 略

(3) 岩間町竹ノ花三番地の二、六番地の一、八番地、八番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、九番地の一、十番地、十一番地、十二番地の一、十五番地、十六番地、十八番地の一、十八番地の二、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地の二、二十一番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十二番地の一、二十二番地の二、二十三番地の一、二十三番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十四番地の一、二十四番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十五番地のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十六番地の一、二十六番地の二、二十六番地の四、二十六番地の五のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十六番地の六のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十六番地の七のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二十七番地の一、二十八番地から三十二番地まで、三十三番地の二から三十三番地の五まで、三十四番地の一から三十四番地の四まで、三十五番地、三十八番地から四十番地まで、四十番地の二、四十一番地、四十二番地、四十二番地の二及び四十三番地並びに当該区域に介在する道路、川田六番地の二、六番地の四、六番地の五、二十番地の二、二十番地の三、二十一番地の二、二十一番地の十二、二十一番地の十三、二十二番地、五十二番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、五十五番地、五十七番地の二、七十番地、七十八番地の二、七十九番地の二、八十七番地の一、八十七番地の二、八十八番地の一、九十七番地の一、百二番地の三、百二番地の四、百四番地の一及び百四十四番地並びに当該区域に介在する水路、岩下一番地の一のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、一番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二番地の三、一番地の四のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二番地の四のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、二番地の二、三番地の一のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、三番地の二、四番地の一のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、五番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、五番地の三のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地、六番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地及び七番地の二のうち常磐共同火力株式会社社勿来発電所敷地並びに当該

十二 「同上」

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼二十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七から四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四十三番の百九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番及び九十五番から九十七番まで、字東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七十三番の二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及び七十三番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域

十三 「同上」

〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 岩間町川田六番地の二、二十一番地の二、九十七番地の一、百二番地、百四番地、百四番地の三及び百四十四番地の四、仁反田三十一番地の二、天神後二十九番地、二十九番地の五、三十番地の一、三十一番地の一、三十二番地及び三十三番地の一、塚原八十八番地の二、百三番地の二、百十番地の二及び百十二番地の二、割餘三十一番地の一及び三十一番地の四、天神前一番地の一から一番地の四十四まで、一番地の四十九、一番地の五十、六番地の一及び六番地の二並びに佐糠町大島のうち県道泉・岩間・植田線、市道佐糠町十一号線、市道佐糠町五号線、塚原川及び鮫川に囲まれた区域

区域に介在する道路、仁反田一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の六のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、一番地の七から一番地の九まで、一番地の十二から一番地の十四まで、一番地の十八のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、二番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、四番地の二、七番地の二、十九番地の一、十九番地の三から十九番地の五まで、十九番地の七から十九番地の九まで、十九番地の十一、十九番地の十二、二十番地の八まで、二十一番地の八まで、二十一番地の一、二十一番地の三、二十一番地の四、二十二番地の一から二十二番地の五まで、二十四番地の一、二十四番地の三、二十五番地の一、二十五番地の三から二十五番地の七まで、二十六番地の一、二十六番地の三、二十七番地の一、二十七番地の二、二十八番地の一から二十八番地の三まで、二十八番地の五から二十八番地の十まで、二十九番地の一から二十九番地の三まで、三十番地の一から三十番地の六まで、三十一番地の一から三十一番地の四まで、三十二番地の一、三十二番地の三、三十三番地の一、三十三番地の三、三十六番地の二及び四十三番地の一から四十三番地の三まで、塚原一番地の一、一番地の二、一番地の八、二番地の一、三番地の一、四番地の一、五番地の四、六番地の一、六番地の二、七番地の二、七番地の一、九番地の一から九番地の四まで、十一番地の一、十一番地の二、十二番地の一、十三番地から十五番地まで、十六番地の一、十七番地、十八番地の一から十八番地の三まで、八十七番地の三、八十七番地の四、八十七番地の六から八十七番地の十一まで、八十七番地の十三、八十八番地の二、八十八番地の五、八十八番地の八、八十八番地の十、八十八番地の十二から八十八番地の十八まで、九十二番地の三、九十二番地の四、百三番地の二、百三番地の五、百四番地の二、百四番地の四、百四番地の六、百四番地の七、百六番地の二から百六番地の七まで、百七番地の二から百七番地の七まで、百十番地の二、百十番地の三、百十二番地の二及び百十四番地の二から百十四番地の五まで、小藪一番地の一、一番地の二、二番地及び三番地、沼田七番地の一、八番地の一、十一番地の三、十三番地、十四番地の一、十五番地の一、十六番地の一、十七番地の一、十八番地から二十一番地まで、二十二番地の二、二十二番地の四から二十二番地の十まで、二十二番地の十二、二十三番地の三、二十三番地の四、二十四番地、二十五番地の一から二十五番地の三まで及び二十六番地の二、天神後二十九番地、二十九番地の五、三十番地の一、三十一番地の一、三十二番地及び三十三番地の一、割餘三十一番地の一及び三十一番地の四、天神前一番地の一から一番地の四十四まで、一番地の四十九のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地、一番地の五十、一番地の五十一、六番地の一のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地及び六番地の二のうち常磐共同火力株式会社勿来発電所敷地並びに佐糠町大島のうち県道泉・岩間・植田線、市道佐糠町十一号線、市道佐糠町五号線、塚原川及び鮫川に囲まれた区域

〔4〕略

十四 鹿島臨海地区

〔イ〕略

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九

〔4〕同上

十四 同上

〔イ〕同上

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九







び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、百三十三番地の二から百三十三番地の四まで、百三十六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地、百四十七番地の二及び一万七千七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十三番地の二、百六十五番地、百六十五番地の二、百六十五番地の三、百七十九番地の一から百七十九番地の三及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番地、百五十二番地、百五十二番地の二から百五十二番地の五まで、百五十三番地、百五十三番地の二から百五十三番地の四まで、百六十一番地、百六十二番地、百六十二番地の二、一万七千七百五十四番地及び一万七千七百五十五番地、字東高尾一万千番地の二、一万千六百番地の一及び一万千九百三十八番地の二、字焼山一万千二百七十七番地の二、一万千二百八十八番地及び一万千三百三十三番地、字向ヶ原一万千三百四十四番地及び一万千三百五十五番地の二、字松山一万千三百三十九番地の二、一万千四百四十五番地及び一万千四百四十八番地、字泉ヶ浴一万千五百番地及び一万千五百五十七番地、字狐崎一万千五百九十九番地及び一万千六百二十二番地、字高尾一万千六百三十一番地の二及び一万千六百三十一番地の四、字西高尾一万千三百三十一番地の二、一万千三百三十一番地の二十九、一万千三百三十一番地の十四及び一万千三百三十一番地の二十二、字石干見一万千八百番地、字一の石干見二千八百九十八番地、二千八百九十八番地の二、二千八百九十八番地の三、二千九百九番地の二、二千九百九番地の三、二千九百九番地の四、二千九百九番地の二、二千九百九番地の二、一万千九百三十九番地及び一万千九百四十番地の二、字繁開作三千七百三十六番地の二、三千七百四十番地の二、三千七百四十番地の四、三千七百四十八番地の二、三千七百四十八番地の四、三千七百四十八番地の五、三千七百五十四番地の二、三千七百六十二番地の四及び三千七百六十二番地の六、字長沢二宮開作七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の四、七千四百八十九番地の五、七千四百八十九番地の七、七千四百八十九番地の八及び七千四百八十九番地の十から七千四百八十九番地の二十二まで、字赤崎一番地、七十九番地の二、一万千八百八十八番地の二及び一万千九百九十一番地の二から一万千九百九十一番地の四まで並びに字北山一万千七百七十六番地及び一万千八百八十一番地の二並びに当該区域に介在する道路の区域

〔五十六～五十八 略〕

五十九 番の州地区

香川県坂出市の次の区域

〔1〕 略

(2) 番の州緑町一番地の二から一番地の四まで、一番地の六から一番地の十まで、三番地の一及び四番地の二の区域

(3) 番の州町一番地の二から一番地の三まで、一番地、二番地の二、三番地から五番地まで、六番地の二、七番地の二から七番地の五まで、八番地の二から八番地の七まで、九番地、十番地の二から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の二から十二番地の十三まで、十三番地の二から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の二、十九番地の三及び二十二番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

〔4〕 略

六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地及び千七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十五番地、百七十九番地の二及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番地から百五十三番地まで、百六十一番地、百六十二番地、千七百五十四番地及び千七百五十五番地、字東高尾千番地の二、千六百六十八番地の二及び千六百六十八番地の三、字松山千三百三十九番地の二、千四百四十五番地及び千四百四十八番地、字泉ヶ浴千五百番地及び千五百五十七番地、字狐崎千五百九十九番地及び千六百二十二番地、字高尾千六百三十一番地の二及び千六百三十一番地の四、字西高尾千三百三十一番地の二、千三百三十一番地の十四及び千三百三十一番地の二十二、字石干見千八百番地、字一の石干見千九百三十九番地、千九百四十番地の二、千九百四十一番地の三、二千八百九十八番地、二千九百九番地の二及び二千九百九十一番地、字繁開作三千七百三十六番地の二、三千七百四十番地の二、三千七百四十八番地の二、三千七百五十四番地の二及び三千七百六十二番地の四、字長沢二宮開作七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の四、七千四百八十九番地の五、七千四百八十九番地の七、七千四百八十九番地の八及び七千四百八十九番地の十から七千四百八十九番地の二十二まで、字赤崎一番地、千八百八十八番地の二及び千九百九十一番地の二並びに字北山千七百七十六番地及び千八百八十一番地から千八百八十三番地までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔五十六～五十八 同上〕

五十九 〔同上〕

〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 番の州緑町一番地の二から一番地の四まで、一番地の六から一番地の九まで、三番地の一及び四番地の二の区域

(3) 番の州町一番地の二から一番地の三まで、一番地から五番地まで、六番地の二、七番地の二から七番地の五まで、八番地の二から八番地の七まで、九番地、十番地の二から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の二から十二番地の十三まで、十三番地の二から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の二、十九番地の三及び二十二番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

〔4〕 同上

|   |   |
|---|---|
| <p>〔六十〕六十 略</p> <p>〔六十六〕略</p> <p>〔六十七〕略</p> <p>〔六十八〕略</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔六十九〕七十五 略</p> | <p>〔六十〕六十五 同上</p> <p>〔六十五の二〕同上</p> <p>〔六十六〕同上</p> <p>〔六十七〕同上</p> <p>〔六十八〕相浦地区</p> <p>長崎県佐世保市光町百六十番一、百六十三番一、百六十六番四、百六十六番十五、百六十九番、百八十番、百八十一番、百八十三番一及び百八十五番一の区域</p> <p>〔六十九〕七十五 同上</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>                                 |   |